

科学研究費補助金「特定領域研究（B）」

『世代間の利害調整に関する研究』

研究項目 A 6 「移行経済における世代間の利害調整」

（研究代表者 西村可明）

ディスカッション・ペーパー

著者（研究協力者）

リトアニア・ビリュニウス農業短期大学副学長

経済学博士 スタニスワフ・ヘイボビッチ（Stanislaw Hejbowicz）

リトアニアの社会保障：その転換期

訳者：吉野悦雄（研究分担者，北海道大学経済学研究科教授）

（本稿は平成 12 年 12 月に北海道大学ならびに一橋大学で行われた研究連絡会の席上で報告された原稿の日本語訳である）

目次

- 1．リトアニアにおける社会保障関連の調査機関
- 2．リトアニアにおける家族と出生率
- 3．リトアニアの社会保障制度概観
- 4．リトアニアの年金制度
- 5．社会保障制度の構造転換の決定

訳者注。読者の理解を容易にするため、原著にない言葉を括弧内で補った場合がある。また読者の理解を容易にするため、長文の解説を挿入した場合がある。

1 . リトアニアにおける社会保障関連の調査機関

リトアニア（国会）は、1990年3月11日付けで『リトアニア国家として独立することに関する法律』を可決し、ソ連邦から離脱することを表明した最初の（旧ソ連邦所属の）共和国となったが、それと同時にソビエト的イデオロギーと決別し、西欧文化のイデオロギーと結びつくようになったのである。市場経済メカニズムの発達に伴い、リトアニアでは社会保障の分野で重大な課題が発生するようになった。それは以下の2点にまとめられる：

貧困層の極貧化の防止

恒常的に国家的保障・社会的保障を必要とする大量の住民層の保護

経済の体制転換に伴って自然発生的に生ずる諸困難は別としても、住民の高齢化過程と関連する諸問題が発生した。すなわち、それは心理的な性格をもつ諸困難である。国民の一部にあっては、厳しい競争環境の中での就業に（心の）準備ができていないということが明らかになった。すなわち新しい経済状況に立ち向かうことができないということが明らかになった。

1990年から1991年にかけて現れた数多くの困難を見過ごすことなく、早くも社会保障制度の改革が始まったのである。それは、何よりもまず失業しその日の糧にも欠くような人々への救援の要請であった。

社会保障制度を効率的に改革するためには、まずもって、その転換の方向性を選択し、優先順位を確定することが必要となった。この目的のためには、二つの基本的要因がまとめられた。

1 .（社会保障制度改革のための）確固たる政治的意志

2 . 研究者の適切な陣容

（ソ連時代における反体制民主化運動であった『サーユディス運動』から派生した諸政党の間では政策綱領に違いがみられたが、しかし、旧来の社会保障制度を改革すべしという政治的意図は、それぞれの諸政党の見解の中で（共通に）形成されていた。

（社会保障制度）改革のための研究者の陣容が徐々に形成されてきた。しかしここで留意すべき点は、経済の体制転換を迎えようとしているわが国にあっては、研究基盤整備のための資金が慢性的に不足していたということである。（国外の）さまざまな国際機関が援助を申し出てくれて、研究プロジェクトの遂行を資金的な面で部分的に、そしてしばしば全面的に、まかなってくれた。

社会保障改革の検討を行っていたリトアニア側諸機関としては以下のものを挙げる事ができる。

リトアニア共和国政府附属（中央）統計局。この国家機関の基本任務とは、現状を把握するために、また必要とされる改革（の領域）をあぶりだすことを可能ならしめるために、国民生活のさまざまな側面からデータを収集することである。（中央）統計局が関心を寄せる領域とは、人口、家庭と家計統計、労働市場、（分配）国民所得と支出（国民所得）、社会保障、教育、医療、環境、住宅、余暇およびその他の国民の欲求である。

リトアニア哲学・社会学研究所。この研究所の研究者は、ある国際共同研究プロジェクト

に積極的に参加し、リトアニアにおける家族問題と出産に関する奥深い研究を行った。過去数十年を対象とするリトアニアにおける家族史的側面からのこの調査は、リトアニアでは初めての試みとなった。例えば内縁夫婦の問題とか、避妊問題などが初めて調査されたのである。(この調査から)リトアニア政府の家族保護政策の策定にとって極めて貴重な素材が提供された。

労働・社会問題研究所(所長: 学士院会員Algis Sileka氏 - 原注)。この研究所は、雇用と失業問題など、社会保障にかかわる幅広い範囲の問題を調査している。

ビリュニウス大学労働社会学講座。この講座でリトアニア社会保障制度の機能に幅広く精通しているのはLaimute Zalimiene女史である(参考文献の2を参照 - 原注)。この講座の研究者は貧困と社会政策の問題に深くかかわっている。

上に述べた国立の研究機関のほかにも、社会保障研究の分野では、リトアニア人研究者が非公式(非制度的)に連携して調査を行っており、多くの国際機関の調査計画に参加している。このような研究機関(研究グループ)としてはまず何よりも社会政策連盟(会長はTeodoras Medaiskis博士 - 原注)を挙げるべきだろう。また確実に信頼のおける研究機関としての名声を確立している市場経済研究所(所長はElena Leontiewa - 原注)も時折、同様の調査を実施している。さらに著名な世論調査センターであるVilmorus社やBaltijos-tyrimai社も同様の調査を行っている。

2. リトアニアにおける家族と出生率

(本節では以下の調査結果を引用しつつリトアニアの人口構成を考察する)

この研究計画の正式名称(報告書の正式名称)は

Fertility and family surveys in countries of the ECE region: standard country report: Lithuania/ written by Vlada Stankuniene, United Nations, 2000. (Economic Studies/Economic Commission for Europe)である。

(訳注。北大附属図書館、東北大附属図書館、神戸大学経済研究所に所蔵)

この調査は国連の欧州経済委員会(ECE)が当該対象地域の人口活性力を調査する目的で始められたものである。当該各国での調査は1989年から開始され、リトアニアでは1993年から調査が開始された。(訳注。既にフィンランド・カナダ・オーストリア・ベルギー・エストニア・フランス・ハンガリー・ラトビア・ニュージーランド・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・スロベニア・スウェーデン・スイス・オランダに関する報告書が公刊されており、北海道大学図書館に所蔵されている)

リトアニアでこの調査を担当したのは、リトアニア哲学・社会学研究所の人口調査部(調査リーダーはこの研究所の副所長のVlada Stankuniene博士である)であった。(原注。リトアニア語版の第一次報告書は1996年にビリュニウスの同研究所で印刷されている)。

調査の標準パターンはリトアニアの条件に対応して変更されており、標準質問項目の約三

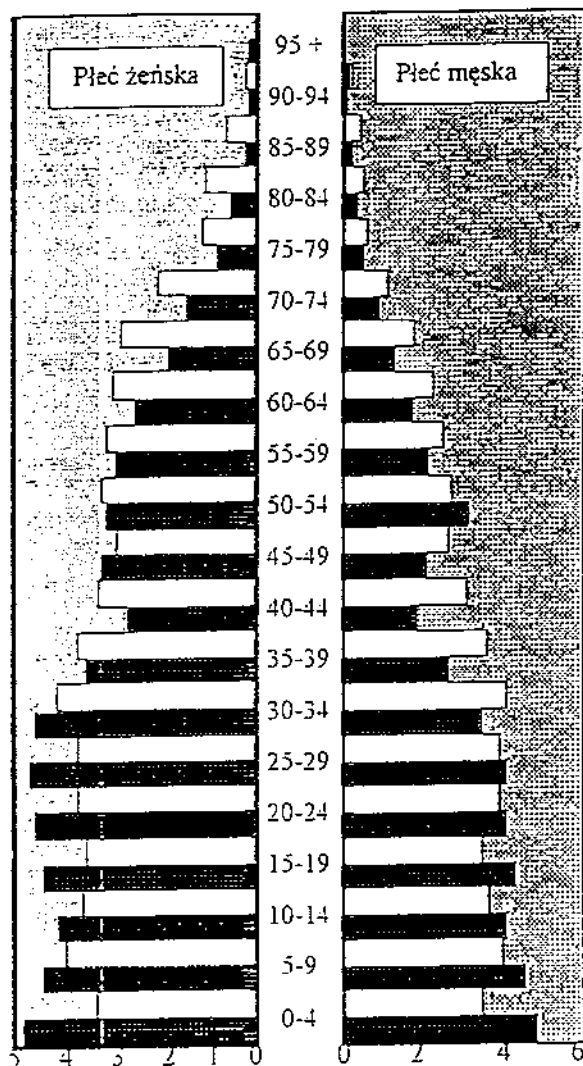
分の一はそのまま、それ以外に変更された質問項目や、全く新しい質問項目もある。

調査対象は5000人であり、3000人の女性と2000人の男性からなり、調査対象者の年齢は18歳から49歳までである。

調査結果は人口構成の現状と変化傾向を確実に示している。次の人口ピラミッドは1959年1月15日時点での第1回の国勢調査の結果と、1995年1月1日時点での上記プロジェクト調査の結果を対比させてある。

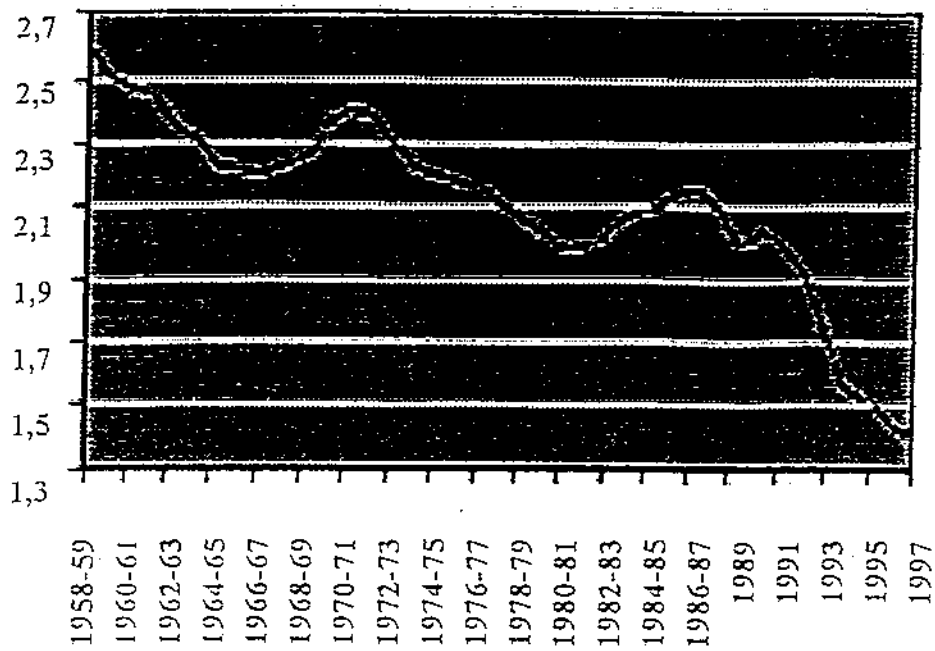
図1 リトアニアの人口ピラミッド

左側：女性
 右側：男性
 黒い棒：1959年
 白い棒：1995年



人口の自然増加率はかなりの程度まで出生率に依存する。最近10年間においては、明白な出生率の低下が観察される。1997年では、女性の出生率は1.39までに低下している（訳注。特殊出生率か単純出生率かは原文には書かれていない）。この結果、(リトアニアの)人口は減少しつつある。

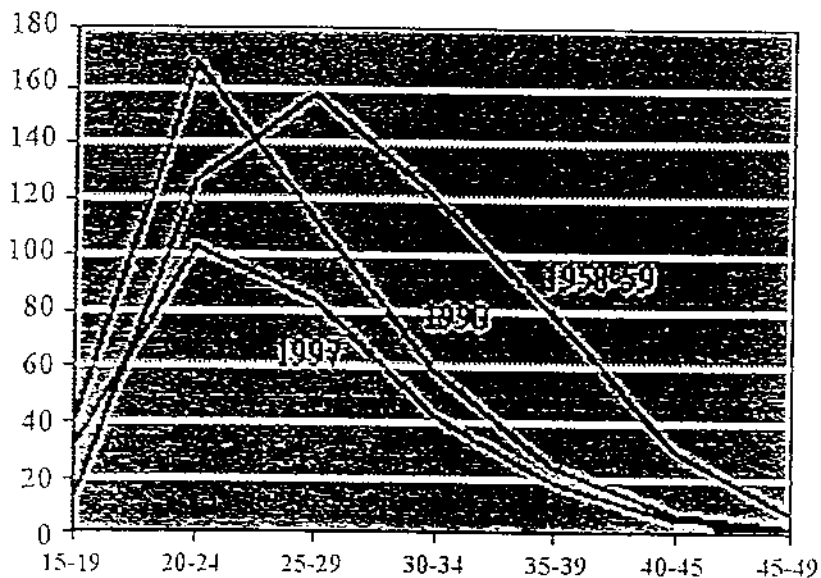
図2 リトアニアの出生率



特定年代ごとの出生数カーブを3つの時期区分（注。1958-59年，1990年，1997年）ごとに見てみると，全体としての出生数が低下していることが分かるし，また妊娠ピークが移動していることも分かる

図3 年代ごとの出生係数

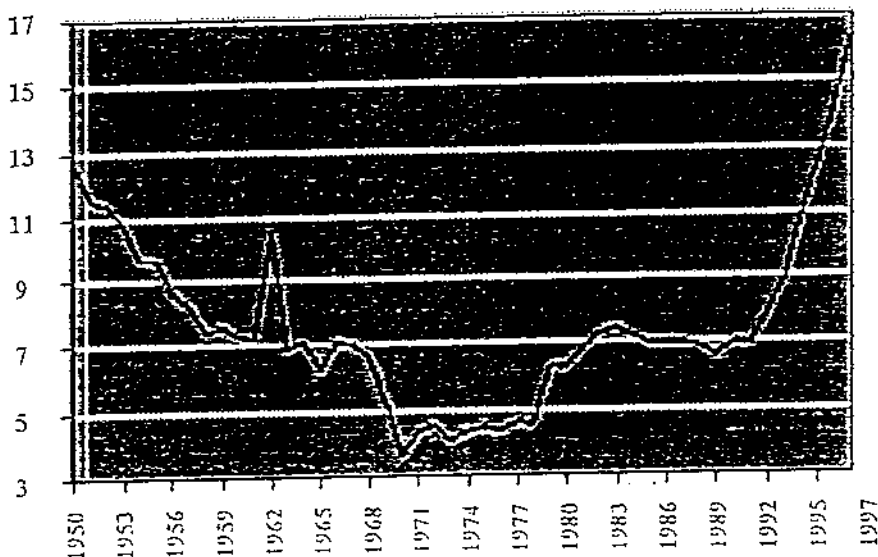
縦軸：女性1000人当たりの出生数
横軸：女性の年代



リトアニアでの非嫡出子の割合は、隣接する他のバルト沿岸諸国と比較して常に低い割合にある(訳注。『隣接する』とはエストニアとラトビアを指すと思われる)。第二次世界大戦直後においては、この指数は12%にも達していた。このことは、(カトリック)信仰を堅持する人々にとって結婚が困難であったことの結果であることを示している。またレジスタンス(地下武装抵抗運動)に参加している人にとって民法上の結婚は事実上不可能であったことも示している。

(訳注。戦後のスターリン体制のもとでは、政府はカトリック教会の活動を厳しく弾圧し、教会での結婚式は夜間に極秘に行われることが通常であった。国民の90%以上はカトリックであった。カトリック信仰を堅持している人にとって教会での結婚式を挙げずに役場に婚姻届を提出することは信仰の裏切りと感じられた。そこで、婚姻届を出さないまま妊娠する状況が頻出した。多くの国民が極秘の教会結婚式を挙げたとはいえ、警察官や公務員などの場合、それが露見した場合の報復措置を恐れて教会での結婚式を挙げず、したがって婚姻届を提出しないことも多かった。無信仰の者は、教会での結婚式を無視して役場に婚姻届を提出した。しかし、とりわけ地下にもぐって武装抵抗運動を継続しているパルチザンの場合、婚姻届を提出するため役場に出頭することなど考えられなかった。それゆえ、パルチザンの恋人(夫婦)の子供は自動的に非嫡出子となった。カトリック教徒が教会での結婚式のみを挙げ、共産党支配の末端組織である役場に婚姻届を提出しないこともあった。その場合も実際には円満に同居する夫婦の子供であっても統計上は非嫡出子として扱われた)

図4 リトアニアにおける非嫡出子の比率 (%)



戦争直後を経たのちは、この指数は低下を続け、低い水準を推移したが、1992年以降は非嫡出子の指数は増大しつつあり、1997年には16.5%に達している。残念ながら、この(近年の)非嫡出子の養育に関する配慮がしばしば国家の手に委ねられることがある。

(訳注。すなわち、性モラルの低下などから真の意味でのシングル・マザーが増大しており、その子供の生存保障が国家の責務となる場合が増えている)

(訳注2。1962年の非嫡出子の急増について著者ヘイボビッチ氏は何も述べていない。フル

シチョフ期は国際政治では雪解け期とされているが、宗教政策では教会弾圧が強化された時期にあたる。

3．リトアニアの社会保障制度概観

リトアニアの社会保障制度は法律と行政的決定とによってそれぞれ運用されている。リトアニアの社会法律制度は以下の二つに分類される。

- 1．社会保険
- 2．社会的無償給付

この社会的無償給付はさらに以下の二つに分類される。

- 1．金銭給付
- 2．現物（サービス）給付（末尾の付録図を参照のこと - 原注）

金銭給付は、賃金収入や社会保険給付あるいはその他の収入では基本的な生活上の必要を確保できない人のために給付される。

社会保険は、社会保障制度の中で最大項目であり最重要項目であり、被保険者に対して、失業・疾病・出産・老齢化・身体障害およびその他の理由の場合に、十分な収入を保障するために用いられる。

すべての勤労者は、強制的な（原文では義務的な）社会保障の対象となる。社会保障負担金は積み立てられるのではなく、徴収された後に、老齢年金支給や身体障害者年金支給やその他の支給のために支出される。1999年までにおいては、使用者は、社会保険基金（略称SORDA）のために、従業員の名目賃金の30%相当分を（別に）納付しなければならず、また従業員自身は、名目賃金の中から1%をSORDAに納付しなければならなかった。2000年からは、この数字はそれぞれ31%と3%に増額された。

（訳注。100万円の名目賃金の従業員を雇う企業は、30万円を社会保険基金に納付しなければならず、従業員は100万円の中から1万円を納付しなければならなかった。この段階で従業員の手取り賃金は99万円になる。さらに所得税が差し引かれる）

（訳注2。おそらくこの納付率の変更は2000年のある月からの変更であると思われる。官報ではまだ確認していない）

4．リトアニアの年金制度

1990-1991年の国家独立を経て、社会保障制度の初めての枠組が形成され、その遂行機関が設立された。1995年には年金制度が改革され、国家年金保障法が成立した。この法律は以下の三つの種類の基本年金を定めている。

- 1．老齡年金
- 2．身体障害者年金
- 3．遺児年金および寡婦・男やもめ年金（注。遺族年金のこと）

（訳注。老齡年金支給開始年齢について。1994年12月31日までは、男子60歳、女子55歳であった。1995年以降は、男子については、毎年2か月ずつ引き上げることとし、女子については毎年4か月ごとと引き上げることが上記法律で定まった。それゆえ段階的経過措置が終了する15年後の2010年には、男子62.5歳、女子60歳となる予定である。老齡年金は基礎年金と加算年金の両者からなる。基礎年金は、定められた期間社会保険を納付している者は全員が同額の給付を受けるものである。加算年金は、社会保険を納付していた期間の長さとその期間中の給与額に応じて計算されるものである。基礎年金額は、政府が算定する生存可能最低収入（以下の表4に具体的金額が示されている）の110%とされる。

身体障害者年金は重度の腎臓病や事故による四肢の欠損などの場合に支給され、介護が必要な第1種身体障害者にあつては上記の基礎年金の150%相当分が、介護が必要でない第2種身体障害者にあつては100%相当分が、パート労働など部分的に労働可能な第3種身体障害者にあつては50%相当分が支給される。社会主義時代にあつては、全盲者であっても、特殊な職場が用意され、健常者と同等の賃金が支給されていたので、身体障害者とは認定されなかった。現在の状況はまだ調べが済んでいない。

遺族年金の計算方法は、夫または妻が死亡した場合にそれまで受給していた老齡年金が計算の基礎となるが、現役のまま死亡した場合には、もし死亡せず第二種の身体障害者になったとしたら受けとれたであろう年金額が基礎となる。遺族はその金額の50%が遺族年金として受給できていたが、1997年以降に死亡した場合には、遺族はその20%のみを受給できるようになった。維持年金は両親のうちどちらかが死亡した場合に、上記と同じ想定年金額の25%を受け取れるというものであり、子供が2人の場合もそれぞれ25%が受給できる。ただし、子供が3人以上の場合は、総額50%で打ち切りとなり、平等に分割されるので17%ずつとなる。

上記の老齡年金・身体障害者年金・遺族年金の3種類の基礎年金は社会保障基金から支給されるが、そのほかに、国家予算から支給される軍人年金・警察官年金・科学者年金・叙勲者年金などがある。

社会保障基金から支給される年金以外の社会保障としてまず疾病給付金がある。疾病休業があると最初の2日分の給付金は企業が支払い、3日目以降の給付金は社会保障基金が支払う。支給割合は勤続年数等により差別化があり、必ずしも100%保障ではない。支給期間には上限があり、それを経過しても復職できない場合には解雇となり、身体障害者年金の受給対象者となる。もう一つ重要な社会保障は出産休暇である。これについては賃金100%が保障され、社会保障基金から支給される。支給期間は出産前が70日（休日を含む）、出産後が56日である。育児休業手当は1年間に限って支給され賃金の60%が保障される。夫がこの権利を行使してもかまわない。死亡弔慰金は、生存可能最低収入の3か月分である）

1999年末において、リトアニア国民の四分の一が各種年金受給者であり（約94万人）、年金受給者の三分の二が老齢年金受給者である。

表1 老齢年金受給者数

	1990	1995	1996	1997	1998
老齢年金対象者が全人口に占める比率(%)	19.4	20.1	20.1	20.1	20.1
生産年齢人口千人当たりの老齢年金受給者数	311	313	309	305	302
人口千人当たりの老齢年金受給者数	176	178	177	176	175

出所) Statistikos Departamentas prie Lietuvos vyriausybes, Lietuvos socialine raida, Vilnius, 2000

老齢年金支給総額は、年々、国家財政の負担となってきた。1998年ではGDPの7.6%にも達している。

表2 老齢年金支給総額とGDPに占める比率

	1993	1994	1995	1996	1997	1998
老齢年金支給総額(百万リト)	571.1	1116.4	1568.5	2196.8	2690.9	3254.5
対GDP比率(%)	4.9	6.6	6.5	7.0	7.0	7.6

出所) 表1と同じ。

各種年金受給者の中で一番多いのは老齢年金受給者であり、国民の六分の一に達する。

表3 各種年金受給者数(千人)(年間平均値)

	1990	1995	1996	1997	1998	1999
老齢年金受給者	656.2	656.8	655.3	651.0	648.0	644.6
身体障害者年金	111.3	139.2	147.0	152.2	158.8	165.9
遺族年金受給者	なし	5.6	27.3	88.2	172.9	188.7
うち1995年以前に死亡した遺族)	なし	なし	なし	41.2	107.7	106.2
孤児・遺棄児童	59.0	49.7	47.8	44.1	40.7	36.9
軍人・警察官年金	1.2	2.5	2.4	2.2	2.0	1.9

出所) 表1と同じ。

(訳注。遺族年金制度は1995年から始まった。当初は1994年以前に死亡した家族には遺族年金は支給されなかった。しかし1997年の7月から1994年以前に死亡した者の家族にも支給されるようになった。1997年7月から始まった制度なので、受給者の年間平均値をとると、1998年では倍増となっている)

(以下の表4から分かるとおり)年金支給額は増大傾向にあるにもかかわらず、平均賃金と比較した年金支給額の水準は低下していることが分かる。

表4 生活水準の基本的指標と年金支給額

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
名目GDP (百万リト)	11590	16904	24103	31569	38340	42945	42650
実質GDPの 対前年変化率	-16.2	-9.6	3.3	4.7	7.3	5.1	-3.0
物価上昇率(前年=100)	510.2	172.2	139.6	124.6	108.9	105.1	100.8
平均月収(税込み・リト)	166	325	381	618	778	930	1013
平均月収(手取り・リト)	128	251	363	467	577	684	739
最低賃金(月額・リト)	33	57	135	240	374	418	430
生存可能最低月収(リト)	30	50	69	91	111	123	138
基礎年金(月額・リト)	なし	なし	82	102	122	136	138
平均老齢年金支給額 (月額・リト)	58	113	151	192	243	288	310
全国平均エンゲル係数	58.3	53.3	54.2	46.7	44.5	41.4	39.3
相対的貧困ライン(全国 平均月額消費額の50%)	なし	なし	なし	226.2	248.6	276.7	274.6
貧困所帯率(%)	なし	なし	なし	18.0	16.6	16.0	15.8

注) GDPの1998年と1999年のデータは推定額

注)『なし』は制度や概念が存在しなかったことを示す。

出所)表1と同じ

(以下の表5から分かるとおり)1993年では老齢年金支給額と身体障害者年金支給額はほぼ同額であったが、1999年において、両者の間でかなりの程度の差別化が発生している。すなわち最も上昇したのが老齢年金支給額であり、上昇が最も少ないのは孤児・遺棄児童手当である。制度化が遅れた遺族年金・遺児年金についてみると、支給額は実質的には変化していない。

(訳注。遺族年金のうち1995年1月以前に死亡した者の遺族に対する年金支給が1997年から始まったが、その支給額は1995年以降に死亡した者の遺族に対する年金支給額より相当少なく、その結果1997年からの遺族年金支給額の平均値をおし下げている。この効果を除けば、遺族年金支給額は実施的に変化していないといえる)

表5 月額平均の年金支給額(単位はリト)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
老齢年金	55.7	108.3	147.0	189.0	239.9	286.2	309.1
身体障害者年金	53.8	104.3	139.3	176.9	221.9	260.9	278.9
遺族・遺児年金	なし	なし	92.0	92.6	71.3	58.1	60.5
うち1995年1月以前 に死亡した者にかか わる遺族・遺児年金	なし	なし	なし	なし	31.1	34.4	35.1
孤児・遺棄児童年金	50.5	96.0	102.6	122.7	150.0	174.6	183.1
軍人・警察官年金	57.9	111.9	125.8	149.9	179.7	208.3	216.2

注) 遺族年金については表4の注を参照のこと

出所) 表1と同じ

(以下の図5から)身体障害者年金受給者が増大傾向が現れ,しかもその半分以上は生産年齢人口に属する人であることが分かる。

図5 1999年1月における身体障害者年金受給者の年齢別構成比(%)

縦軸: 構成比

横軸: 年代

子供が身体障害者であるとか、非常に子沢山であるとかの重大な理由によって勤労できず、かつ社会保険から十分な給付を受けていない人物には対しては社会的無償給付が行われる。

表6 国家予算からの年金受給や社会的無償給付を受けている人の数(千人)

	1990	1995	1996	1997	1998	1999
社会的無償給付	23.7	44.6	50.3	52.0	53.9	56.0
国家予算年金	8.0	43.7	80.6	87.8	93.1	95.4
うち叙勲者年金	なし	1.9	1.9	2.0	2.1	2.5
科学者年金	なし	1.3	1.5	1.6	1.6	1.7
弾圧経験者年金	なし	34.0	70.9	77.4	82.3	83.6
将校年金	なし	6.4	6.2	6.6	7.0	7.5
特定人物年金	8.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

訳注)『特定人物年金』の内容は不明。『弾圧経験者年金』とは、旧ソ連時代、とくにスターリン時代に弾圧を受け、投獄されたりシベリアの強制収用所送りになった者に対する国家年金である。

出所)表1と同じ

社会保障手当および家族手当・育児手当の受給者と支給総額は表7と表8が示すとおりである。

表7 社会保障手当の受給者数と支給総額

	受給者数(千人)			支給総額(千リト)		
	1995	1997	1998	1995	1997	1998
出産・介護手当	X	X	X	64006	139750	165402
うち出産手当	26.4	24.5	24.8	25536	52104	63144
新生児介護手当	20.8	20.7	19.3	38470	87646	102257
疾病手当	不明	621.3	648.5	74834	192986	221839
死亡弔慰金	38.4	38.2	36.6	11119	17343	20451

(訳注)出産手当と新生児介護手当を共に受給する者が多いので、受給者数の欄はXとなっている

(出所)表1と同じ。

表8 家族手当と育児手当の受給者数と支給総額

	受給者数(千人)			支給総額(千リト)		
	1995	1997	1998	1995	1997	1998
女子学生妊娠手当	0.2	0.4	0.35	60	76	76
出産祝い金	36.4	37.3	36.0	13483	27481	27004
家族手当	98.9	93.9	89.5	60202	101057	98375
育児手当	3.3	5.6	7.3	4057	14573	38055
国境警備兵の育児手当	0.2	0.1	0.1	254	156	223
孤児のための奨学金	0.8	1.6	1.7	1012	3498	7456
孤児・遺棄児童の 引き取りの際の一時金	0.3	0.5	0.6	402	1076	1245
3人以上の子供を養育 している時の家族手当	なし	42.3	44.3	なし	79269	81132

(訳注) 家族手当と育児手当は生活困窮者に限定される。

出所) 表1に同じ。

5. 社会保障制度の構造転換の決定

社会保障制度の構造転換に決定に関して、何らかのリトアニア的方法を策定するということは本質的に不可能である。なぜならば、社会保障制度はそれが実効的であるためには、民主主義国家で受け入れられている形態に頼らざるをえないのであって、それをリトアニアの法律的枠組に組み入れざるをえないからである。そしてそれは、それぞれの法律や法的決定によって規定されていくのである。それゆえ、社会保障制度の構造転換の決定は大変に荷の重いものであり、正統的な立法過程にのみ頼らざるをえないのである。法律の決定の一般的手順は付録に示したとおりである。

最近(訳注。1994年のこと)、国会の与党が、年金法を改正して年金受給開始年齢を段階的に引き上げようとしたことは、国会の野党の激しい反発を呼び、社会的な抗議行動をもたらした。社会保障基金SORDAが予算不足のために年金受給者に対してみずからの義務を果たすことができなくなっているということが、事態を複雑にしていた。それゆえ政府も事態を解決して選挙に際して、年金受給者に対して、基礎年金を若干引き上げる案か、ないし雇用を拡大する案を提示しようとしたのである。この評判が悪かった(政府の)判断が、結果として年金改革を開始することを可能にした。年金改革に反対する者は、政府はその活動において最も大切な事柄を遵守せず、年金受給者を破局に追いやるような強盗のような仕事を始めたと言った。

この論争の過程で、現場担当者と研究者がかなりの役割を果たした。彼らはこの問題を議論する中で、うまくやり方、現実的な解決策を探さなければならなかった。研究者はこのような解決策を提案しようと信じるべきである。社会保障制度改革に関するテレビ討論会で、社会政策連盟会長のTeodoras Medaiskis氏は改革の将来ビジョンを提示して、積極的に活躍した。

社会政策連盟の概要と活動実績および調査活動
(翻訳は省略した)

付録

社会政策活動分類図 (翻訳は省略した)

参考文献

1. Stankūnienė V., Baublytė M., Kanopienė V., Mikalionienė G., Gimstamumas ir šeima: biografinis požiūris, Vilnius, Lietuvos filosofijos ir sociologijos institutas, 1999
2. Darbo ir socialinių tyrimų institutas. Aktualūs socialinės politikos klausimai, 1999/1, AGORA, Vilnius, 1999
3. Statistikos departamentas prie Lietuvos Respublikos Vyriausybės, Lietuvos socialinė raida, Vilnius 2000
4. Socialinės politikos grupė, Pranešimas apie žmogaus socialinę raidą Lietuvoje, Vilnius 1999
5. Goodman N. Wstęp do socjologii, Wyd. Zysk i S-ka, Poznań, 1997
6. Begg D., Fischer G., Dornbusch R. Ekonomia, PWE, W-wa 1994
7. Lietuvos filosofijos ir sociologijos institutas. Šeima ir gimstamumas Lietuvoje, LFSJ, Vilnius 1997
8. Stankūnienė V., Baublytė M. Lietuvos šeimos ir gimstamumo tyrimas. Standartinės lentelės ir pagrindiniai tyrimo duomenys, LFSJ, Vilnius 1996
9. Lietuvos Respublikos Vyriausybės nutarimas 2000 09 22 Nr. 1156 Dėl Lietuvos Respublikos socialinio draudimo fondo biudžeto sudarymo ir vykdymo taisyklių patvirtinimo, Valstybės Žinios, Nr. 2489
10. Lietuvos Respublikos socialinės apsaugos ir darbo ministrės 2000m. liepos 10d. įsakymas Nr. 70 Dėl socialinių paslaugų katalogo 2000m. patvirtinimo, Valstybės Žinios, Nr. 1968
11. Lietuvos Respublikos Seimo 1996 10 09 įstatymas Nr. I-1579, Lietuvos Respublikos socialinių paslaugų įstatymas, Valstybės Žinios, Nr. 104-2367